

山梨県公報

第二百六十八号

令和四年

三月十四日

月 曜 日

目次

公 告

- 一般競争入札について(二件)……………八一
○基本測量の実施(二件)……………八四
○公共測量の実施……………八四
公安委員会
○山梨県銃砲刀剣類所持等取締法第四条の三第二項及び第十二条の三の診断……………八四
○銃砲刀剣類の所持許可等の期間に関する規則の一部を改正する規則……………八四

公 告

●一般競争入札について
次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。
令和四年三月十四日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 一 一般競争入札に付する事項
1 調達をする役務の名称及び数量
(一) 名称 新型コロナウイルス感染症に係る患者移送業務委託
(二) 数量 一式
2 調達をする役務の様式等 入札説明書及び仕様書で定める内容であること。
3 履行期間 令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで
4 履行場所 知事が指定する場所
二 事務を担当する所屬 山梨県知事直轄組織感染症対策グループ

三 一般競争入札の参加資格 次のいずれにも該当しない者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七号の四第一項各号のいずれかに該当する者

2 地方自治法施行令第六十七号の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて同項の規定により定められた期間を経過していないもの

3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの(地方自治法施行令第六十七号の四第一項第三号に該当する者を除く。)

4 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成十一年法律第二十五号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。)

四 一般競争入札の参加資格の確認

1 申請の時期 この公告の日から令和四年三月二十二日(火)まで(山梨県の休日を含む)を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日を除く。郵送の場合は、令和四年三月十七日(木)までの消印を有効とする。

2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで
3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参し、又は郵送すること。
郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県知事直轄組織感染症対策グループ

五 入札手続等

1 契約条項を示す場所等 この公告の日の翌日から令和四年三月十七日(木)までの日の午前九時から午後五時まで、四に掲げる場所において一般の縦覧に供する。なお、本件に係る入札説明会は実施しない。

2 入札説明書等の交付方法 この公告の日の翌日から令和四年三月十七日(木)までの日の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四に掲げる場所において直接交付する。なお、入札説明書の交付を希望する者は、事前に六(三)の問合せ先に電話連絡すること。

3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

4 入札書の提出方法、提出先及び期限

- (一) 提出方法 郵送のみとし、入札説明書に定めるところにより提出すること。
- (二) 提出先及び期限 郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一
号山梨県知事直轄組織感染症対策グループ宛てに令和四年三月二十五日(金)午
後五時までに到着するように送付すること。

5 開札

- (一) 日時 令和四年三月二十八日(月)午前十時三十分
- (二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一 号感染症対策グループ

6 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

- (一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。
- (二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。
- (三) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難
いとき。
- (四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件
に違反したとき。

7 落札者の決定方法 山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号)第二百
十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な
入札を行った者を落札者とする。

六 その他

1 契約の手續において使用する言語及び通貨

- (一) 言語 日本語
- (二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 免除

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納
めなければならない。ただし、山梨県財務規則第九九条の二の規定に該当する者
は、これを免除する。

4 違約金の有無 有

5 最低制限価格の有無 無

6 前払金の有無 無

7 契約書作成の要否 要

8 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に三から四までのいずれかに該当する者となった
場合は、契約を締結しない。この場合において、県は、損害賠償の責めを負わな
いものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

- (三) 問合せ先 山梨県知事直轄組織感染症対策グループ(電話〇五五―二二三―
三三三)

※ Summary

- 1 Nature and quantity of the services to be required: patient transport services
for COVID-19 infection 1 set
- 2 Date and time for tender: 10:30AM March 28, 2022
- 3 Bureau in charge: Infectious Disease Control Division, Governor's Central
Department, Yamanashi Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi
Kofu Yamanashi 400-8501 Japan TEL 055-223-1321

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネー
ブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九
四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する
日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るもの
である。

令和四年三月十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 一般競争入札に付する事項

- 1 調達をする役務の名称及び数量
- (一) 名称 新型コロナウイルス感染症に係る検体搬送業務委託
- (二) 数量 一式
- 2 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書で定める内容であること。
- 3 履行期間 令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで
- 4 履行場所 知事が指定する場所

二 事務を担当する所属 山梨県知事直轄組織感染症対策グループ

三 一般競争入札の参加資格 次のいずれにも該当しない者であること。ただし、この
公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止
等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格
のない者とみなす。

- 1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四第一項各号の
いずれかに該当する者
- 2 地方自治法施行令第六十七條の四第二項の規定により競争入札に参加させない

こととされた者であつて同項の規定により定められた期間を経過していないもの

3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。）

4 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）

四 一般競争入札の参加資格の確認

1 申請の時期 この公告の日から令和四年三月二十二日（火）まで（山梨県の休日を含め、令和四年三月十七日（木）までの消印を有効とする。）を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く。）。郵送の場合は、令和四年三月十七日（木）までの消印を有効とする。

2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参し、又は郵送すること。

郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県知事直轄組織感染症対策グループ

五 入札手続等

1 契約条項を示す場所等 この公告の日の翌日から令和四年三月十七日（木）までの日の午前九時から午後五時まで、四3に掲げる場所において一般の縦覧に供する。なお、本件に係る入札説明会は実施しない。

2 入札説明書等の交付方法 この公告の日の翌日から令和四年三月十七日（木）までの日の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四3に掲げる場所において直接交付する。なお、入札説明書の交付を希望する者は、事前に六8(三)の問合せ先に電話連絡すること。

3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

4 入札書の提出方法、提出先及び期限

(一) 提出方法 郵送のみとし、入札説明書に定めるところにより提出すること。

(二) 提出先及び期限 郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県知事直轄組織感染症対策グループ宛てに令和四年三月二十五日（金）午後五時までに到着するよう送付すること。

5 開札

(一) 日時 令和四年三月二十八日（月）午前十時

(二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号感染症対策グループ

6 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。

(三) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。

(四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

7 落札者の決定方法 山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号）第二百一十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

六 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語

(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 免除

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、山梨県財務規則第九九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 違約金の有無 有

5 最低制限価格の有無 無

6 前払金の有無 無

7 契約書作成の要否 要

8 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に三1から4までのいずれかに該当する者となった場合は、契約を締結しない。この場合において、県は、損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問合せ先 山梨県知事直轄組織感染症対策グループ（電話〇五五―二二三―一三二二）

※ Summary

1 Nature and quantity of the services to be required: Specimen transport services for COVID-19 infection 1 set

2 Date and time for tender: 10:00AM March 28, 2022

3 Bureau in charge: Infectious Disease Control Division, Governor's Central Department, Yamanshi Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanshi 400-8501 Japan TEL 055-223-1321

● 基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により国土地理院の長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により公示する。

令和四年三月十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 基本測量（電子基準点測量）
- 二 測量の地域 甲府市、山梨市、大月市、韮崎市、北杜市、笛吹市、南巨摩郡身延町及び南部町、南都留郡道志村及び富士河口湖町並びに北都留郡小菅村
- 三 測量の期間 令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

● 基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により国土地理院の長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により公示する。

令和四年三月十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 基本測量（電子基準点測量及び機動観測）
- 二 測量の地域 富士吉田市
- 三 測量の期間 令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により県土整備部治水課から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年三月十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（航空レーザ測量 地図情報レベル千）
- 二 測量の地域 甲府市、山梨市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、甲州市、

中央市、西八代郡市川三郷町、南巨摩郡富士川町及び中巨摩郡昭和町
三 測量の期間 令和四年二月二十一日から令和四年九月三十日まで

公安委員会

山梨県公安委員会規則第三号

山梨県銃砲刀剣類所持等取締法第四条の三第二項及び第十二条の三の診断を行う医師の指定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年三月十四日

山梨県公安委員会

委員長 小 俣 二 也

山梨県銃砲刀剣類所持等取締法第四条の三第二項及び第十二条の三の診断を行う医師の指定に関する規則の一部を改正する規則

山梨県銃砲刀剣類所持等取締法第四条の三第二項及び第十二条の三の診断を行う医師の指定に関する規則（平成二十一年山梨県公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項の表中「銃砲又は」を「銃砲等又は」に改める。

附則

この規則は、令和四年三月十五日から施行する。

山梨県公安委員会規則第四号

銃砲刀剣類の所持許可等の期間に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年三月十四日

山梨県公安委員会

委員長 小 俣 二 也

銃砲刀剣類の所持許可等の期間に関する規則の一部を改正する規則

銃砲刀剣類の所持許可等の期間に関する規則（昭和五十五年山梨県公安委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

銃砲等又は刀剣類の所持許可等の期間に関する規則

第一条（見出しを含む。）中「けん銃」を「拳銃」に改める。

第一条の二（見出しを含む。）中「銃砲刀剣類」を「銃砲等又は刀剣類」に改める。

附則

この規則は、令和四年三月十五日から施行する。